

白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の設置及び委員の選任に関し必要な事項を定めることにより、審議会等の機能を十分に発揮させ、もって市政に対する市民の意見の反映、公正な行政運営の確保等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関

(2) 市長が学識経験を有する者等に意見を求めるため、規則又は要綱等に基づき、臨時又は時限的に設置された機関

2 前項の審議会等には、職員のみで構成する内部組織、イベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等及び地域において連絡調整、奉仕活動を主たる目的とする組織等は含まないものとする。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、必要性を十分に検討し、次の場合に設置できるものとする。

(1) 法令によりその設置が義務付けられている場合

(2) 審議会等の設置により意見等を聴取することが真に必要であり、意識調査等他の手段では不十分と認められる場合

(3) 既存の審議会等を活用することが適当でないと認められる場合

2 新たに審議会等を設置するときは、必要に応じ設置期間の終期又は目的達成時の廃止に関する事項を定めるものとする。

(委員の選任基準)

第4条 委員の選任に当たっては、次に掲げる場合を除いて、別に定める公募に関する基準に基づき、公募による委員を登用するものとする。

(1) 法令等により委員の資格が定められているもの

(2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(3) 委員に対し特に専門的な知識、技能等が要求されているもの

(4) 設置目的及び所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと思えられるもの

2 委員には、女性の登用に努めるものとし、当面、当該審議会の委員数の3割以上となるよう努めるものとする。

3 委員が他の審議会委員と兼ねることのできる件数は、5件以内とする。ただし、特別な職にあるものを選任する場合及び専門分野の学識経験者を選任する場合等で他に適当な者がいない場合は、この限りではない。

4 委員の再任は、当該審議会等の委員としての在職年数が通算して12年を超える場合は行わないものとする。ただし、特別な職にあるものを選任する場合及び専門分野の学識経験者を選任する場合等で他に適当な者がいない場合は、この限りではない。

5 市議会議員及び市職員は、法令等に特別の定めがある場合又はその他特別な事由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(既存の審議会等の見直し)

第5条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の各号に定めるところにより、審議会等の廃止（法令によりその設置が義務付けられている場合を除く。）又は統合を検討するものとする。

(1) 設置目的が達成されたもの又は社会経済情勢の変化等により必要性が低下しているものは廃止する。

(2) 案件が発生した場合のみ開催するものを除き、開催回数が少なく、活動実績が認められないものは廃止する。

(3) 類似の機能を有する審議会等があり、独立して存在する意義が薄れているものは統合又は廃止する。

(4) 定例的な報告、意見交換等が主となっており、審議の結果を行政に反映させる方法が不明確なものは廃止する。

(報告)

第6条 所管課長は、審議会等を設置若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ総務課長に協議するものとする。

2 審議会等の委員に変更を生じたときは、速やかに総務課長に通知するとともに、委員名簿を提出するものとする。ただし、審議会等を廃止する場合は除く。

3 所管課長は、毎年度、当該年度の翌年度における審議会等の委員

の公募の予定を総務課長に報告するものとする。

(委員名簿の整理)

第7条 総務課長は、所管課長から委員選任の協議があった場合には、直ちに応じられるよう委員名簿の整理、把握に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。